

落合 衛 様

先日前お問い合わせをいただきました件で、お急ぎということもあって、判然としないところもあったかと思っておりますので、改めて下記のとおり再度ご質問にお答えする形でご案内します。何卒、ご理解くださるようお願いいたします。

#### 記

- 1 沼津市の「漁港管理条例」のコピーを一部提供して下さい。Net でダウンロード出来ればそのサイトを教えて下さい。沼津市のHPでは判らなかつたので

答 「沼津市漁港管理条例」を別紙のとおり添付いたします。

また、沼津市ホームページ左下／オンラインサービス内1番下／市例規集・会議録検索／沼津市例規集はこちら／左側の「第10類 産業」の階層タブ／「第2章 水産」／沼津市漁港管理条例 から閲覧できます。

- 2 「地元自治会と沼津市が協議した結果」とありますが  
漁港の管理を自治会に委託してあるのか否か 委託した場合はその協定書的な内容を記した文書を提示して下さい。  
漁港としての施設管理に民間組織の自治会が立ち入る事に疑問を持ちます。

答 井田漁港は、漁港漁場整備法第5条に規定する第1種漁港で、その利用範囲を地元の漁業を主とし、同法第25条の規定により、沼津市が管理者となっております。その中で、漁港施設内に設置されている陸閘などの管理については、地元自治会に委託しているところです。地元の漁港でありますので、井田地域の住民生活の維持安定、治安秩序の維持、環境の保全等直接関係のある地元自治会の理解と協力のもとで適正な管理運営に努めているものです。そのような中で今回の協議を行い対応しているものです。

- 3 堤防上でバーベキューを行ってはいけない、漁港管理条例の条文はどこに当たるでしょうか

答 沼津市漁港管理条例第9条の2第3号及び第6号が適用されます。

(漁港の漁業活動以外の利用についての制限)

漁業活動以外の目的で漁港を利用しようとする者は、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(3) 漁業活動に支障を及ぼすおそれのある場所で釣り、遊泳等を行うこと。

(6) 異臭または騒音を発生させる等他人に迷惑を及ぼすこと。

4 バーベキューとはどのような事をさしていますか、小さなガスコンロで串焼きをしてもバーベキューでしょうか

答 程度、態様を特定するものではなく、これまでの経緯を踏まえ、迷惑や漁業活動への支障を及ぼすおそれのあるものを含めて制限するものです。

5 火気の使用を禁止するとの事ですが、その根拠(条例文)を示してください。  
井田の堤防でキャンプファイヤーとはいかないがガスコンロを使うくらいは山林のキャンプ場の焚き火場より数10倍安全性が高いと考えます。

答 前段で申し上げたとおりですが、静岡県生活環境の保全等に関する条例第100条を適用する場合には、屋外における燃焼行為が制限され、例外の場合でも生活環境の配慮が必要であり、悪臭や煙害等で近隣住民から苦情が来るような場合は指導の対象となります。

6 「酒を飲んで騒ぐ」は迷惑防止条例に該当するかと思いますが、堤防から民家まで100m近く離れ、頑丈な防波堤に遮られた場所でどの程度の騒音が聞こえるのか、実際に起きている騒音量がどの程度か示してください。

答 堤防は、防音機能を備えているものではなく、またこのたびの関係から騒音量を測定する意義も図りかねます。なお、沼津市漁港管理条例第9条の2第6号の規定は、他人に迷惑を及ぼすこととしており、対象を「住民」に限らず他の利用者等も包含しております。従って、海水浴場利用者などが騒音であると感じる場合があれば問題となります。

7 プレジャーボートが「ゴミを海水浴場に投棄する」小生が数10年井田に訪問している限り皆無ですが、不法投棄者本人を取り締まってください。関係ない人間を対象にするのは大変な迷惑です。現場写真などの証拠物件を示してください。  
釣り人が捨てる餌やビニ袋と切れた釣り針を対象にする方が適切です。

答 今回設置した看板は、プレジャーボート利用者限定して啓発するものではなく、漁港利用者全員を対象としています。不法投棄者本人の取締まりのために、地域自治を含めた公共・行政力を傾注することは適当ではありませんので、広く個人個人のマナー・モラルの向上を呼びかけているものです。なお、不法投棄の事実は地元自治会か

ら通報があり、注意を聞かない、恫喝された等も含めて地元にならざる仕打ちを果している実情があることをご推察いただきたい。

- 8 公平性の原則から見て 物揚場にはダイビングショップのエアボンベ リヤカー 軽トラックが常時見受けられます。またショップのお客様が独自にテーブル等を出して マリンレジャーを満喫している姿も見受けられます。これらに対してはどのような処置になるのでしょうか。

答 漁業活動以外の漁港施設の利用については、周囲の人の迷惑になるようであり、かつ長時間に及ぶ利用についてはご遠慮いただくことになります。

- 9 海水浴シーズンになると、漁港内に海水浴エリアのロープを張り巡らし漁場を占有している事実。

漁港管理条例との関連性はどの様になりますか(漁業活動に支障はでないでしょうか)

答 夏季の井田漁港内の海水浴場は、沼津市漁港管理条例第 10 条第 1 項の規定により占用許可を受けて開設しているものです。その許可にあたっては、漁業活動に支障を及ぼさないことの確認として地元漁協の同意を得ていただいております。

- 10 同じくシーズン中は物揚場に一般の海水浴客が簡易テントを張って一日を過ごしている、一個人が物揚場を長時間占拠しています。プレジャーボートの係留を 1~2 時間程度しか認めないで、海水浴客の占有時間は野放しでしょうか、公平の原則に反する気がしますが

答 8 の答と同様でありますので、ライフセーバーを通じて海水浴場内にテントを移すよう指導することとなります。

- 11 井田に「いど丸」と云う遊漁船が常時係留しております、この船主とは長年の顔馴染みでいつも笑顔で挨拶を交わしておりますが、公平性の立場から言うなれば漁船では無い筈です。この船に対する処置はどうなりますか

答 当該船舶は登録された漁船でありますので、遊漁活動も漁業活動の一環とみなされるため、漁港施設への係留に特段の問題はありません。

- 12 プレジャーボートの係留は地元漁船とのトラブルは避ける為どんな場合でも、漁業に支障と云われれば即座に移動する準備はしている。トイレ等利用の為の 1~2 時間係留

は認めるが 5～6 時間は認めない理由の根拠を示してください。

答 規模の小さな地元のための漁港ですので、おのずと目的外での利用の範囲は狭小となります。係留時間についても一概に制限を設けているものではありませんが、基本的に、トイレ休憩等あるいは行為の許可を受けている海水浴場の利用のためなど、1～2 時間程度であれば漁業活動への支障のおそれがないとして認められますが、小規模施設において、5～6 時間の利用は支障のおそれがないと認められないと考えております。

13 上記と同じですが移動手段は違ってもプレジャーボートと云えども安全な海水浴を楽しむ為に家族や子供を連れて海水浴場に出向きます。その場合係留時間が 1～2 時間しか許可できないとの根拠を示してください。

答 12 の答と同様です。

14 静岡県漁港管理条例では漁船以外の船が漁港に岸壁係留する場合 20ton 未満の場合は 1 隻 24 時間¥72 円と規定されています。沼津市の料金はどの様になっていますか、その場合の申請場所、支払い方法を示してください。  
(土肥港以南の漁港は漁協に連絡・支払う但し日帰りは申請も支払いも不要)

答 沼津市漁港管理条例では、総トン数 20 トン未満の船舶について、1 隻 24 時間につき 74 円と定めております。漁港の利用手続きにつきましては沼津市長（沼津市水産海浜課）宛てで申請して頂き、許可書と同時送付する振込書にて所定の金融機関で料金を支払っていただくこととなります。

なお、施設利用の最低単位を 24 時間としており、24 時間未満の場合については手続き、納付を不要とし、氏名・住所・連絡先・船名・目的・寄港先・利用予定時間等を事前に申し出いただくことで運用しています。

15 漁港内での火気の使用禁止・飲酒禁止は条例どの部分で規定されているか示してください。

答 5、6 の答と同様です。繰り返しになりますが、地元より施設を占拠し、他者の利用を妨げバーベキューや飲酒をし、騒いだり、ごみを片付けなかったりということも多くの人が迷惑し、受忍の範囲を超えているとの訴えがあり、その要望等を考慮した上でこの度の対応となったものです。

16 プレジャーボートの航行は予め目的地を決めてあっても当日の海況によって変更は多々あり、事前申請はあくまで予定でしかない。土肥港以南の漁港の様なシステムにならないでしょうか

答 14 の答で申し上げたとおり、日帰りでの利用については土肥港以南の漁港と同様申請及び利用料等の支払いを求めている点の対応は同じです。しかし、井田漁港の置かれている状況は、寄港目的のはっきりしない一般船舶の入港が地元住民に迷惑をかけたリトラブルの元となっていることから、その未然防止策として事前の申し出をお願いしているものです。漁業者などの関係者にも影響があることですので、予定といえども最善を尽くす中で順守していただきたいと考えます。

17 事前申請にたいするイエス・ノーの回答を下さい。只申請すればよいでは行政の片手落ちと考えます。(申請者→市→地元→市→申請者の手順で)

答 前段まで申し上げているとおり、日帰りでの利用については手続きを不要としています。従って、事前に申し出ていただいた件につき地元へ伝え、その結果、係留に問題がある場合において連絡させていただきます。

18 マリーナ所属のボートは出航届を出す様ですが、今回の入港禁止処置は各マリーナに連絡をしておりますか。してあったとすればどの様な文書か示してください、小生はマリーナ所属では有りません。

答 今回の入港禁止処置ということではなく、あくまで「無断係留を禁止」する本来趣旨の啓発を行っているものです。従って、近隣のマリーナに対し、ことさらに連絡などを行っているものではありません。

漁業施設の目的外利用・使用ということでご希望に沿いかねる点もあろうかと思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

〒410-8601

沼津市御幸町 16 番 1 号

沼津市役所 産業振興部 水産海浜課

電話：055-934-4753

FAX：055-933-1412

e-mail：[suisan@city.numazu.lg.jp](mailto:suisan@city.numazu.lg.jp)